

保護者 様

インフルエンザに感染した生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。

出席停止の期間は、学校保健安全法施行規則（平成24年4月1日改正）により、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで」となりました。  
(症状が出た日・解熱した日を0日とし、翌日を1日目として数える)

インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「治癒報告書」を提出してください。  
この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

## 治 癒 報 告 書

上伊那農業高等学校長 様

年 組 番

生徒氏名

上記の者の下記疾患は、症状が出た日の翌日から数えて5日間、かつ、解熱した翌日から数えて2日間が経過しており、他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

疾患名	インフルエンザ	型
発症日（発熱の症状が出た日）	年 月 日	
解熱日（熱が下がった日）	年 月 日	
受診した医療機関名		
医療機関受診日	年 月 日	

解熱後2日を経過したので 年 月 日より登校をします

保護者氏名

印